

消 防 予 第 330 号
平成 29 年 10 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて (通知)

住宅宿泊事業法施行令 (平成 29 年政令第 273 号)、住宅宿泊事業法施行規則 (平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号。以下「規則」という。)等は平成 29 年 10 月 27 日に公布され、住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。)とともに平成 30 年 6 月 15 日から施行することとされました。これに伴い、届出住宅 (法第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下同じ。)等の消防法令上の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 届出住宅の消防法令上の取扱いについて

届出住宅については、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)別表第 1 (5) 項イに掲げる防火対象物 (旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの) 又はその部分として取り扱うものとする。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者 (法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。)が不在とならない旨 (規則第 4 条第 3 項第 10 号に規定する旨をいう。)の届出が行われた届出住宅については、宿泊室 (届出住宅のうち規則第 4 条第 4 項第 1 号チ (4) に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。)の床面積の合計が 50 平方メートル以下となるときは、当該届出住宅は、住宅 (消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 9 条の 2 に規定する住宅の用途に供される防火対象物 (令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物 (寄宿舍、下宿又は共同住宅) の部分を含む。)をいう。)として取り扱うものとする。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途を判定した上で、棟ごとにその用途を「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和 50 年 4 月 15 日付消防予第 41 号・消防安第 41 号）により判定すること。

第 2 その他

- 1 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に基づく許可を受けた営業が行われる場合などであって、届出住宅と同様の利用形態となることが確認できるときは、上記第 1 を準用して用途を判定すること。
- 2 上記第 1 ただし書の取扱いをする場合（1 で準用する場合を含む。）にあっては、火災の発生時に消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を当該住宅宿泊事業者等が行うことについて確認することが適当であること。

消防庁予防課設備係 担当：塩谷、四維、吉岡 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
